

柳川市立図書館システム環境整備事業公募型プロポーザル実施要項

この要項は、柳川市立図書館システム環境整備事業（以下「事業」という。）を実施する事業者を選定するに当たり、参加事業者が仕様書等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

1 事業の目的

柳川市立図書館では、情報化社会に対応し市民サービスの充実を図るため、幅広い資料及び情報を的確に把握し、迅速に提供する手段として、コンピュータシステムを利用した図書館運営を行っている。

しかし、当該システムは、導入後6年を経過し、ハードウェアの老朽化とメーカーのサポートの終了により、安全に運用することが困難な状況となっている。このような背景から、図書館システムの見直しを行うこととし、システムの安定稼働に加えセキュリティの向上を実現するためクラウド方式で運用し、より安全で利便性の高いサービスを提供できる環境を整備する。

事業に係る新システムの目標は、次のとおりである。

- (1) 市民サービスの向上に資するシステムの構築を図る。
- (2) 安定稼働し、質の高いサービスを常に提供できるシステムの実現を図る。
- (3) 業務効率の向上及び職員の業務軽減を図る。
- (4) 情報セキュリティの更なる向上を図る。
- (5) 経常経費の削減を図る。

2 事業の概要

(1) 名称 柳川市立図書館システム環境整備事業

(2) 内容

ア 更新計画に基づく柳川市立図書館システムの基本設計及び詳細設計

イ 現行の図書館システムからのデータ移行

ウ 図書館の業務システムの構築

エ 図書館のインターネットシステムの構築

オ 柳川市立図書館システムに係る機器の導入

カ 柳川市立図書館システム構築後の試験及び運用に関する助言指導

キ 利用者サービスの向上、事務の効率化及びコスト削減に係る提案

ク その他更新計画の目的達成に必要な業務

(3) 場所 柳川市立図書館（本館）、三橋図書館、雲龍図書館、両開分館、昭代

分館、蒲池分館及び水の郷分室

- (4) 期間 契約期間は、平成31年3月1日(金)から平成36年2月29日(木)までとする。

3 担当部署

〒832-0042 柳川市一新町3番地1

柳川市立図書館 管理係

TEL 0944-74-4111

FAX 0944-74-4946

メールアドレス toshokan@city.yanagawa.lg.jp

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) ISO9001及びISMS(又はISO27001)の資格を有すること。
- (2) 本社、支社又は事業所の所在地が福岡県内にあること。
- (3) 事業に関する十分な知識及び技術を有すること。
- (4) 地方公共団体への図書館システムの導入実績があること。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、参加事業者又は参加事業者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)により、更生手続開始の申立てをしている者

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)により、更生手続開始の申立てをしている者

エ 「柳川市立図書館システム環境整備事業」プロポーザル参加申込書の提出期限日からプロポーザルの日までにおいて、福岡県知事又は柳川市長から業務等に関し指名停止を受けている者

オ 租税を完納していない者

5 見積限度額

事業に係る費用の上限額は49,584,960円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする(リース金額ではない。)

6 スケジュール

項目	日程
この公募型プロポーザルに関する公告及びホームページ掲載	平成30年10月5日(金)
プロポーザル参加申込受付期間	平成30年10月10日(水)から平成30年10月17日(水)まで
質問書の提出期間	平成30年10月10日(水)から平成30年10月24日(水)まで
質問書の回答期間	平成30年10月10日(水)から平成30年11月1日(木)まで
提案書の提出期間	平成30年11月2日(金)から平成30年11月9日(金)まで
プレゼンテーションの実施	平成30年11月15日(木) (予定)
事業実施候補者決定	平成30年11月22日(木) (予定)
契約締結	平成30年12月中旬

7 プロポーザル参加申込み受付

(1) 参加申込み必要書類

- ア 「柳川市立図書館システム環境整備事業」公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- イ 業務実績等調書(様式第2号)
- ウ ISO9001及びISMS(又はISO27001)の認定証の写し
- エ 会社概要
- オ 登記事項証明書又は登記簿謄本の写し。ただし、発行日が平成30年10月1日(月)以降のものに限る。
- カ 次に掲げる納税証明書又は未納の税額がないことの証明書。ただし、発行日が平成30年10月1日(月)以降のものに限る。
 - (ア) 国税(個人の場合は「納税証明その3の2」、法人の場合は「その3の3」)
 - (イ) 都道府県税(個人の場合は事業税、法人の場合は法人都道府県民税及び事業税)
 - (ウ) 市町村民税(市町村民税に滞納がないことを証する証明書)

(2) 受付期間

平成30年10月10日(水)から10月17日(水)までの月曜日を除く

午前10時から午後5時まで（必着）とする。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。郵送の際は、配達証明郵便で送ること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒832-0042 柳川市一新町3番地1
柳川市立図書館 管理係

8 質問の受付及び回答

(1) このプロポーザルに関する質問は、質問書（様式第3号）に記入し、平成30年10月10日（水）から10月24日（水）午後5時までに電子メールで行うこと（時間厳守）。

電子メールの送信先 toshokan@city.yanagawa.lg.jp

(2) 質問事項への回答は、平成30年11月1日（木）までに電子メールで回答する。

(3) 電話での質問には応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、本市から質問者へ電話で問い合わせをする。

9 提案参加に必要な提出書類等

(1) 提出書類

ア 提案書

(ア) 正本（1部）

(イ) 副本（社名のないもの）（10部）

(ウ) 電子媒体（USB）に記録したもの（1部）

※作成にあたっては、別添3の提案書作成要領に基づき作成すること。

イ 経費見積書（様式第4号）（1部）

ウ 使用印鑑届（様式第5号）（1部）

エ 委任状（様式第6号）（1部）

オ 柳川市立図書館システム機能要件確認書（1部）

(2) 受付期間

平成30年11月2日（金）から11月9日（金）までの月曜日を除く午前10時から午後5時まで（必着）とする。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。郵送の際は、配達証明郵便で送ること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒832-0042 柳川市一新町3番地1

1 0 審査、評価及び選定方法

(1) 審査方式

このプロポーザルの審査は、柳川市立図書館システム機器等選定委員会（以下「委員会」という。）が、提案者から提出された提案書類の内容及び提案に関するプレゼンテーションを、審査基準に基づき公平かつ客観的に評価することにより行うものとする。ただし、提出された提案書等により1次審査を行うことがある。

(2) 提案に関するプレゼンテーション

提案者又は1次審査通過者（以下「プレゼン対象者」という。）により実施する提案に関するプレゼンテーションの概要は、次のとおりとする。

なお、プレゼンテーションに要した費用については、プレゼン対象者の負担とする。

ア 日時 平成30年11月15日（木）（予定） 本市が指定する時間

イ 場所 柳川市立図書館2階AVホール

ウ 説明時間 質疑を含めて120分以内（プレゼンテーション90分、質疑30分を予定）。

なお本市が時計を用意し、終了5分前及び終了時を宣告する。終了宣告後のプレゼンテーションは認めない。

エ 機器類の準備 スクリーンは本市で準備するものとするが、その他必要な機器はプレゼン対象者各自で準備すること。

(3) 審査方法

委員会において、審査基準を基に提案書の内容と構築費用を点数化して、最も高い評価点を得た者を選定するものとする。

(4) 結果通知

提案に関するプレゼンテーションの結果については、プレゼン対象者に対し、書面で通知する。

1 1 契約

事業実施候補者が確定後、平成30年12月に、リース業者を対象とした一般競争入札を行う。決定後、本市及び事業実施候補者並びにリース業者と3者連名の賃貸借契約を締結する。

1 2 留意事項

- (1) 提案書等の提出後、委員会による審査において質問等が生じた場合は、当該提案者に対して電子メールで質問等を送付するものとする。この場合において、提案者は、質問に対する回答を質問時の電子メールに付している回答期日までに電子メールで回答するものとする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提案者は、事実と反する提案や悪質な不正行為が認められたときは直ちに失格とする。
- (4) 前3号以外に係る問い合わせは、3の担当部署まで電子メールで行うものとする。